④私的年金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 確定拠出型年金の一部改正 | 平成29年1月1日より施行   1. 企業年金の普及・拡大   確定拠出年金の拠出規制単位を月単位から年単位とする。   1. ライフコースの多様化への対応   これまで自営業者の方などに限られてきたが、企業年金を実施している企業にお勤めの方、公務員、専業主婦の方を含め、すべての方に加入できるようになる（ただし掛け金は個人負担となる）。   1. 税制優遇措置   掛け金が全額所得控除される。  運用益は、非課税で再投資される。  老齢給付金を一時金で受け取る場合…退職所得控除が受けられる。  老齢給付金を年金で受け取る場合…公的年金等控除が受けられる。 | H27年度  税制改正 |
|  |  |  |